

令和7年5月9日  
厚生労働省政策統括官付参事官付  
雇用・賃金福祉統計室

## 毎月勤労統計調査の令和7年3月分以降の公表について

令和7年4月18日の「賃金・所得統計の在り方に関する検討会」での有識者の方々からの御意見を踏まえ、国際比較をより容易にする観点から、統計情報の充実のため、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を用いて計算した従来の実質賃金に加え、消費者物価指数の「総合」を用いて計算した実質賃金を追加的に公表します。

(参考) 賃金・所得統計の在り方に関する検討会

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chinginshotoku\\_tokei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chinginshotoku_tokei/index.html)